

火災予防条例の改正に伴い、令和8年1月1日から

林野火災注意報・警報

の運用が開始されます。

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災は、発生から鎮火まで40日間を要し、焼損面積約3370ha死者1名の甚大な被害となりました。

消防庁で今回の火災の検討会を開催した結果、空気が乾燥し、火災の起こりやすい状況下での野焼き等に対する注意報・警報をより実効性のあるものにするため、新たに林野火災注意報・警報が追加されました。

林野火災注意報

合計降水量と乾燥注意報を基に発令

火気の使用制限（努力義務）

罰則なし

林野火災警報

「林野火災注意報」の発令指標に加え、強風注意報が発表されたら発令

火気の使用禁止

罰則あり（消防法第44条により30万円以下の罰金または拘留）

【警報が発令されたときに制限される火の使用】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 山林や原野で火入れ禁止 | ④ 屋外で可燃物近くでの喫煙禁止 |
| ② 花火禁止 | ⑤ たばこの吸殻や火粉の不始末禁止 |
| ③ 屋外での火遊びやたき火の禁止 | ⑥ 市・町の指定した区域での喫煙禁止 |

※解除は、強風注意報の解除、又は降水があった場合



問い合わせ先 志布志市役所 総務課危機管理グループ(099-472-1111(内線407・409))

大隅曾於地区消防組合 消防本部予防課(099-482-5577)